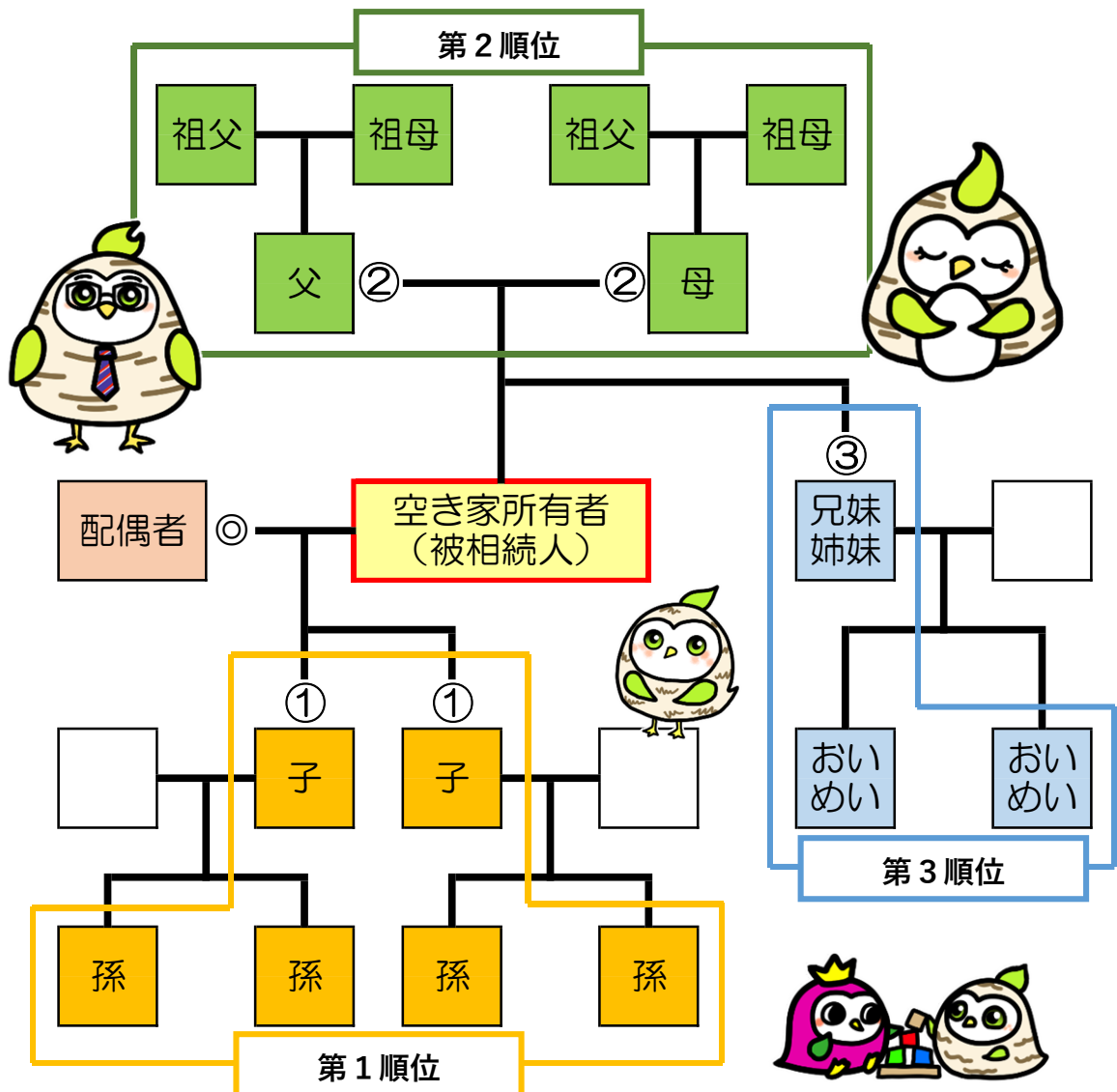


相続について

Q.相続ってなに？

亡くなった方の財産（不動産を含む）を引き継ぐことであり、亡くなった時点で相続が発生します。適切に遺産分割協議が行われない場合、本人の意思とは無関係に相続人となるため注意が必要です。相続には遺産分割協議によるもの、法定相続分によるもの、遺言によるものがあります。

○基本的な相続順位



◎ 配偶者は常に相続人となる

① 第1順位：配偶者と子（所有者より先に子が死亡している場合、孫へ代襲する）

② 第2順位：配偶者と父母（父母が死亡している場合、祖父母）

③ 第3順位：配偶者と兄弟姉妹（所有者より先に兄弟姉妹が死亡している場合、その子であるおいやめいへ代襲する）

※ 遺言がある場合は、遺言書の内容が優先されます